

第1章 構想策定の意義

1 構想策定の目的

従来からの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会システムは、化石燃料や化学物質の大量消費による地球温暖化の進行や、廃棄物の増大に伴う不法投棄の増加・最終処分場のひっ迫など、深刻な環境問題をもたらしています。これらの問題を解決するため、従来の経済社会システムから脱却し、自然の循環機能を維持し、適量生産・適量消費を通じて、廃棄物等の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を進め、最後に適正に処分することにより、環境への負荷を低減することが社会全体での共通認識として求められております。

県では、こうした情勢にかんがみ、地域の特性を活かした本県がめざすべき循環型社会の姿を明らかにして、県民・事業者・行政が、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するという共通の認識を持って、一体的な取組が進められることを目的として本構想を策定しました。

2 構想の性格

この構想は、行政が実施主体となるいわゆる行政計画とは異なり、県民・事業者・行政が、環境の特性に配慮しながら、自然と人間との共生が確保された地域づくり（持続可能な地域づくり）を目指し、どのような取組を進めればよいかについての基本的な方向を示すものです。

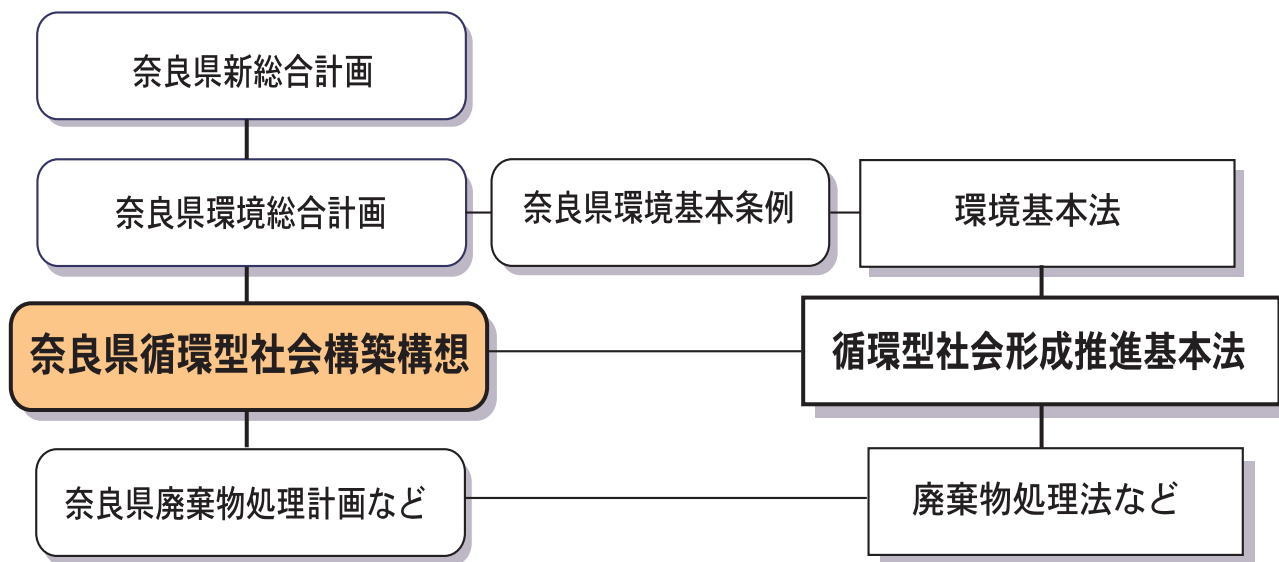
3 構想の対象

循環型社会を構築するためには、人間によって行われる経済社会での物質の循環を促進することのほかに、自然界における水や大気等の循環を維持・回復することも重要です。しかし、本県では、自然の循環については、既に奈良県環境基本条例や奈良県環境総合計画などによって、基本的理念や目標、施策等が提示されております。このため、本構想では、主として経済社会での「物質の循環」を対象とし、そのあるべき姿や推進すべき方策等を提示することとします。

4 構想の位置づけ

本構想は、循環型社会形成推進基本法、奈良県新総合計画、奈良県環境基本条例及び奈良県環境総合計画を上位計画におき、奈良県の特性を活かした循環型社会の構築を進めるための基本的な方向を提示するものです。

奈良県循環型社会構築構想の位置づけ



5 構想の期間

本構想は概ね平成24年度(10年後)までを展望しますが、新たな方策、制度改正等に対応するため、5年後に見直すこととします。